

41. 103. 02

建造物の名称等を表す商標について

《商第3条関係》

1. 既存の公共建造物（国又は地方公共団体・独立行政法人等の公法人が所有又は管理する橋梁・塔・立像・空港・野球場等の建造物）の名称又は図形（これらの結合を含む。）を表示する標章のみからなる商標は、これが観光地（その所在地又は周辺地域を含む。）として一般の需要者、取引者に認識されているものであって、指定商品が当該地で生産され、販売される又は、指定役務が提供されているであろうと認識される場合は、これを当該商品の産地若しくは販売地又は役務の提供の場所を表示するものとして取り扱う。

(説明)

- (1) 本項は、従来、商品の産地・販売地又は役務の提供の場所を表示する標章として必ずしも一定の取扱いがなされていなかった公共建造物の名称又はその図形を表示する標章よりなる出願の取扱いについて規定する。

即ち、公共建造物が観光地を表すものとして一般の需要者、取引者に認識されるに至っている場合には、当該地で土産品を生産し、販売する又は役務の提供の場所とする業者及び店舗が多く存在しているのが実情である。

そして、これらの業者は、前記建造物の名称又はその図形を前記商品の生産地若しくは販売地又は役務の提供の場所を表示するものとして、実際に使用しているか、あるいは使用していなくてもこれを自由に使用する必要性がある。

したがって、標記のとおり取り扱うべきものとする。

- (注) 本項及び2. 3. の各項でいう「建造物」とは、人為的な労作を加えることによって、通常、土地に固定して設備された物（工作物）をいう。

したがって、建物、建築物等の概念よりは広く、屋根のない橋梁、立像等を含む。

- (ア) 公共建造物としての橋梁に関する「昭和62年(ヨ)第29号商標(瀬戸大橋)使用差止等仮処分申請事件」の決定理由(要旨)では、『瀬戸大橋が瀬戸内海の観光名所の一つとして広く世間に知られるようになった現在、瀬戸大橋を指し、あるいは想起させる商標を使用した場合、一般の需要者、取引者が該商品が瀬戸大橋周辺地で生産又は販売されているものであろうと認識することは明らかであって、瀬戸大橋は産地、販売地に準ずるものと

いうべきであるし、また、かかる公共建造物の名称を一個人に独占使用させることも適当でない。』と認定されている。

(イ) 公共建造物に関連する審査事例としては、

- ①「成田空港・NARITA AIRPORT：昭和46年審判第5242号、第30類 菓子、パン」の審決（要旨）では、『成田空港の文字は、新東京国際空港の別称であり、同空港のターミナルビル等には菓子等の土産品を販売する店舗も多く存在することは明らかである。

本願商標は商品の販売場所を表示し、自他商品の識別標識としては認識し得ない。

また、このような場所は同空港に関係ある者が商品の販売場所を表示するため、自由に使用すべきものであるから、これを登録して一個人の独占に委ねるべきものではない。

本願商標は商第3条第1項第3号の規定に該当し、登録することができない。』と認定されている。

(注．審決当時、成田空港は新東京国際空港公団が設置し、管理していた。)

- ②「平和台饅頭：昭和35年（行ナ）第146号、旧第43類 饅頭」の判決（要旨）では、『平和台の文字は福岡市営の競技場の名称から採択したものであり、また、プロ野球の球場として国内にあまねく知られている。

従って、同所ないしはこれが存在する福岡市で生産、販売される商品につき、その容器、包装等に「平和台」の名を冠することは産地、販売地を表示するものとして普通に行われるものと認められる。

本願商標の指定商品である饅頭が福岡市内において、また前記競技場において、その都度開設される売店において販売される性質の商品であり、また本願商標の態様は普通に用いられる程度の方法で表示せられたものにすぎない。

従って、本願商標は特別顕著の要件を欠くものと認めざるを得ない。』と認定されている。

- (2) 本項及び次項2.において、対象とする建造物を「国又は地方公共団体・独立行政法人等の公法人が所有又は管理する建造物」とする理由は、当該建造物の名称又は図形よりなる表示は、商品流通過程に置く場合に必要な表示として何人もその使用を必要とする性格を有しているとの判断によるものである。

しかしながら、私人が所有する建造物はその表示の使用も私人の専権に属し、一般人の自由使用に開放されているものではないことからその取扱いに差異を設けたものである。

2. 未完成の公共建造物（国又は地方公共団体・独立行政法人等の公法人が所有又は管理する建造物）の名称又は図形（これらの結合を含む。）を表示する標章のみからなる商標は、当該建造物の完成後には当該建造物の所在地又は周辺地域が観光地として一般の需要者、取引者に認識される可能性がある場合であって、指定商品が当該地で生産され、販売される又は指定役務が提供されるものであろうと認識される場合は、これを当該商品の産地若しくは販売地又は役務の提供の場所を表示するものとして取り扱う。

（説明）

（1）本項が未完成の公共建造物の名称又は図形を表示する標章もその対象としたのは、「大鳴門橋」「瀬戸大橋」の事例にみられるごとく、これらが出願時点においては観光地でなくとも、その後、これらが観光地を表示するものに至る場合があることによる。

したがって、前記建造物の名称又は図形よりなる出願についても、当該建造物の建造計画の一般公表後は、これが観光地として知られたものとして前掲1.と同様に扱うものとする。

なお、この点に関し、外国の事情調査として、ドイツ特許庁からの返書には、「未完成若しくは建造計画中の建造物の名称又は図絵について、当該建造物が確かな周知度（*certain degree of publicity*）に到達していることを条件としてドイツ商標法第4条第2項（自他商品を識別することができないもの）としての取扱いがなされる。」旨が述べられている。

（参考）

上記、両橋については、約30件の登録商標があるが、それらの出願日を調査すると、ほとんどの出願は建設省、運輸省（いずれも当時）による工費、工期の公表日である昭和43年2月以降であった。

たとえば、前記1.（1）（ア）の仮処分事件の対象となった商標権（登録第1405995号、第30類 菓子、パン。瀬戸大橋、せとおおはしの各文字を縦書。）の出願日は建設省、運輸省による工費、工期の発表後の昭和47年3月22日であった。

なお、瀬戸大橋とは岡山県と香川県とを結ぶ六橋の総称であるが、このうち南北の備讃瀬戸大橋（児島・坂出ルート）の工事着工は昭和53年10月、工事完成（開通）は昭和63年4月であった。

《商第4条関係》

3. 公共建造物と認められない著名な建造物の名称または図形を表示する標章、又はこれを含む標章が当該建造物の所有者以外の者によって出願され、これが、他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある場合には、商第4条第1項第15号を適用するものとする。

(説明)

本項は、著名な私有建造物（例えば、東京ドーム）の名称又は図形を表示する標章については、前掲1. 2. の各項には該当しないものとしての取扱いがなされるが、当該建造物の所有者（上記例では、株式会社東京ドーム）本人の出願については、商品又は役務の出所の混同の問題は生じないとしても、当該建造物の所有者でない出願人によりなされた場合に他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある場合も想定されるので、その場合には商第4条第1項第15号の適用がある旨を付記したものである。

なお、英国における実務上の取扱いについての問い合わせに対し、その返書において「当該建造物の所有者（owner）以外の者による出願については、建造物の所有者の同意書が提出されないか、同意があっても商品の種類によって、商品の出所について混同する可能性がある」と判断される場合には、登録されない。」旨が述べられている。

4. 前掲1. から3. に該当する標章を含む商標については、これが当該地又は当該地域以外の地で生産、販売される商品又は役務の提供の場所に使用されることにより、品質又は質の誤認を生じさせるおそれのある場合には、商第4条第1項第16号を適用するものとする。

(説明)

本項は、出願商標が前掲1. から3. に該当する観光地として一般に認識されるに至っている標章を含むことによって、著しく商品又は役務の価値又は信用を増加することが明らかな場合には、商第4条第1項第16号を適用するものとする。

ただし、前掲1. 及び2. に該当する公共建造物の名称又は図形を含む標章は、当該表示が商品の産地、販売地又は役務の提供場所の表示としての認識を得られやすい国名、行政区画名、集落地名等と本来的に異なった性格を持つ表示であることから、これらの標章について本項を形式的に適用しないものとする。

【注】

個別具体的な出願について検討した場合、本処理方針に準ずることが必ずしも適当とは認められないときはこの限りでない。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項第3号（商品の産地、販売地、品質等の表示又は役務の提供の場所、質等の表示）」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第15号（商品又は役務の出所の混同）」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第16号（商品の品質又は役務の質の誤認）」の審査基準](#)